

2025年1月29日

1. 内閣官房:サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議における提言の公表
2. 総務省:安心・安全なメタバースの実現に関する研究会「報告書 2024」の公表
3. こどもの利用者情報の取扱い等に関する近時の動向
4. AI 戦略会議・AI 制度研究会:「中間とりまとめ(案)」の公表
5. 総務省:情報流通プラットフォーム対処法の省令案等に関する意見募集
6. 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに向けた検討状況



弁護士 岡田 淳

TEL. 03-5220-1821

atsushi.okada@morihamada.com



弁護士 蔦 大輔

TEL. 03-6266-8769

daisuke.tsuta@morihamada.com



弁護士 呂 佳叡

TEL. 03-6266-8995

kaei.ro@morihamada.com



弁護士 輪千 浩平

TEL. 03-6266-8750

kohei.wachi@morihamada.com



弁護士 柳良 拓

TEL. 03-6266-8771

hiromu.nagira@morihamada.com



弁護士 三浦 菜々実

TEL. 03-5220-1967

nanami.miura@morihamada.com

1.内閣官房:サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議 における提言の公表

内閣官房に設置されたサイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議は、2024年11月29日、「[サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言](#)」(以下「本提言」といいます。)を公表しました。この有識者会議は、[国家安全保障戦略\(2022年12月16日閣議決定\)](#)に基づく能動的サイバー防

御の実現のために必要となる法制度の整備等に関する検討を目的とするものであり、2024年8月7日は、「[これまでの議論の整理](#)」(以下「中間整理」といいます。)[\(本レター2024年9月号\(vol.11\)もご参照ください。\)](#)が公表されています。

本提言は、中間整理と同じく、「官民連携の強化」、「通信情報の利用」、「アクセス・無害化」、「横断的課題」という4つのテーマから構成されています。

特に、「官民連携の強化」のうち、「政府の情報提供・対処を支える制度」においては、「重要インフラ事業者等の中でも、サイバー攻撃が発生した場合において、国家及び国民の安全を損なう事態が生じるおそれがある基幹インフラ事業者に対して、インシデント報告を義務化し、情報共有を促進すべき」とされています。

ここにいう基幹インフラ事業者とは、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(経済安全保障推進法)に基づく特定社会基盤事業者を指し、計15分野(2024年の法改正で追加された港湾運送については現在未施行)から、個別の事業者が指定されています。

今後、2025年の通常国会において、これらの事業者に対してインシデント報告義務を課す旨を含め、能動的サイバー防御に関する法案提出が見込まれるため、法案の動向に留意が必要です。

2.総務省:安心・安全なメタバースの実現に関する研究会「報告書 2024」の

公表

総務省は、2024年10月31日、「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会」の「[報告書 2024](#)」(本報告書)を公表しました。本報告書は、2023年10月から開催した同研究会における議論と、報告書案について2024年9月19日から10月8日にかけて行われた意見募集の結果を踏まえ、とりまとめられたものです。

本報告書は、メタバースの市場やユーザーの動向、国内外の政策、技術の進展等を分析し、近年急速な発展を遂げる生成 AI との連携といった利活用事例も取り上げるとともに、ユーザーにとってより安心で安全なメタバースを実現すること等を目指し、メタバースの原則(第1.0版)を策定しています。

メタバースの原則(第1.0版)は、①メタバースの自主・自律的な発展、②メタバースの信頼性向上の二つの柱から構成され、オープン性・イノベーション、多様性・包摂性、リテラシー、コミュニティ、透明性・説明性、アカウントビリティ、プライバシー、セキュリティといった観点からさまざまな原則を提示しています。具体的には、自由で開かれた場としてのメタバースの尊重、知的財産権の適正な保護、ユーザーの行動履歴の適正な取扱い、メタバースのシステムのセキュリティ確保等が挙げられています。

今後、本報告書で示された考え方を踏まえ、国際的な議論や、共通認識の形成に向けた動きがさらに進展していくことが期待されます。

3. こどもの利用者情報の取扱い等に関する近時の動向

近時、特にオンラインサービスにおけるこどもの保護の必要性が改めて認識されるようになり、欧米を含む海外法令の動向も踏まえ、こどもの利用者情報の取扱い等について特別な規律を課すことが検討されています。

現在も検討作業中の[個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直し](#)では、こどもの個人情報の取扱いについて、法定代理人の関与、利用停止等請求権の拡張、安全管理措置義務の強化、及び事業者が留意すべき責務を定める規定等を設けることが個別検討事項に含まれています(「[個人情報保護法いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理](#)」)。

2024 年 11 月 29 日に公表された総務省「[利用者情報に関するワーキンググループ報告書](#)」中の「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」改定案では、こどもの利用者情報を取得する場合には事前に法定代理人から同意を取得する、こどもの利用者情報のプロファイリングに基づくターゲティング広告の表示は実施しないなどの望ましい取組が記載されました。同改定案については、青少年保護の取組等の追加事項について、引き続き検討が深められることになりました。

また、2024 年 11 月 25 日にはこども家庭庁で「[インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ](#)」も立ち上げられ、オンライン上の青少年の保護について、より包括的な議論が行われることが見込まれます。

4. AI 戦略会議・AI 制度研究会:「中間とりまとめ(案)」の公表

2024 年 12 月 26 日、AI 制度研究会は、「[中間とりまとめ\(案\)](#)」を公表しました。AI 制度研究会は、AI 戦略会議の下、2024 年 7 月から、法制度の要否を含む AI 制度の在り方について検討を進めてきていましたが、今回の中間とりまとめ案は、これまでの検討内容をまとめ、日本における今後の AI 制度に関する政府の方針を示すものです。政府は、中間とりまとめ案に対するパブリックコメントを踏まえて、今後 2025 年の通常国会での法案提出を目指すことが予想されます。

中間とりまとめ案は、具体的な制度・施策の方向性をいくつか示しています。例えば、中間とりまとめ案は、制度の基本的な考え方として、「イノベーション促進とリスクへの対応の両立を確保するため、法令とガイドライン等のソフトローを適切に組み合わせ、基本的には、事業者の自主性を尊重し、法令による規制は事業者の自主的な努力による対応が期待できないものに限定して対応していくべき」と示したうえで、AI についてはリスク分析に基づく、必要最小限度の規制の整備を行っていくべきであるという方向性を示しています。

また、具体的な制度・施策の方向性として、「安全性の向上のため、透明性や適正性の確保等が求められており、必要に応じて制度整備することが適当である」と指摘しています。そして、政府がサプライチェーン・リスク対策を含む AI の安全性や透明性等に関する情報収集を行うことが必要であり、そのような政府による

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

調査等は事業者の協力なしでは成立しないとして、「国内外の事業者による情報提供等の協力を求められるように法制度による対応が適当」としています。

さらに、法令に基づく罰則がある場合には、規律の実効性の確保が得られやすいとしつつも、罰則がなくても、法令に事業者の義務や責務を明記すること自体によっても、事業者に対し規律を働かせ、一定の実効性を確保することが可能であると言及しており、罰則を伴わないという選択肢に言及している点も注目されます。

中間とりまとめ案の内容を前提とすると、法制度化の主眼は透明性・適正性の確保や国による調査等のための官民協調という点にあるため、現時点において想定されている法制度としては、民間事業者に対して厳格な行為規制や体制整備といった義務を課すものではないと見込まれます。中間とりまとめ案を踏まえて今後なされる具体的な法制度化の議論動向に、今後注視する必要があります。なお、中間とりまとめ案については、[Data Security Newsletter\(2025年1月号\)](#)において詳細を取り上げておりますのでぜひご参照ください。

5.総務省：情報流通プラットフォーム対処法の省令案等に関する意見募集

総務省は、[特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律\(情報流通プラットフォーム対処法\(情プラ法\)\)](#)の対象事業者の指定要件や義務内容に関する省令案及び2つのガイドライン案を、2024年12月20日から2025年1月23日までの間、[パブリックコメント](#)に付しました。

情プラ法では、大手 SNS 等の情報流通プラットフォームを提供する事業者が「大規模特定電気通信役務提供者」として指定され、誹謗中傷等の違法・有害情報に係る削除対応の迅速化、及び運用状況の透明化を図るための措置を義務付けられます。

情プラ法省令案等では、大規模特定電気通信役務提供者として指定される規模要件として、①(利用者登録を要するサービスの場合)平均月間アクティブユーザー数 1,000 万超、又は②(利用者登録を要しないサービスの場合)平均月間投稿数 200 万超のいずれかを満たすこととされました。なお、EC サイト、検索サイト、アプリストア等の不特定の利用者間の交流を主たる目的としないサービス、及び EC サイト等のコメント欄、ゲーム内のチャット機能等の付随的なサービスは指定対象から除かれます。

ガイドライン案では、削除申出を受け付ける方法の具体例(トップページから少ないクリック数でアクセスできる等)や、アカウントの停止・凍結等の実施基準策定に当たっても参考となる、違法・有害情報のカテゴリ及び具体例も記載されました。

また、削除対応の迅速化のため、大規模特定電気通信役務提供者は、削除申出に対しては原則として一定期間内に削除を行うかどうかを判断して通知する必要がありますが、当該期間は省令案で 7 日とされました。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

情プラ法は、公布日である 2024 年 5 月 17 日から起算して一年を超えない範囲内において、今後政令で定める日に施行されます。その他情プラ法の詳細については、[データ・セキュリティ NEWSLETTER \(2024 年 5 月号\)](#)もご参照ください。

6. 個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに向けた検討状況

個人情報保護委員会では、個人情報保護法の「いわゆる 3 年ごと見直し」について、2024 年 6 月 27 日に公表した[中間整理](#)(概要については[本レター2024 年 7 月号\(Vol.10\)](#)をご参照ください。)で提示した様々な論点を中心として議論を継続してきました。

このうち、「課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度」については 2024 年 7 月から有識者検討会を開催して集中的に議論した結果を、同年 12 月 25 日に[報告書](#)として取りまとめ、具体的な制度設計案も含めて提言しています。

他方で、それ以外の個別論点については、個人情報保護委員会は多様なステークホルダーとの対話に基づく検討を進めてきたものの、具体的な改正の方向性について未だ提示していません。この点に関連して、委員会は、2024 年 10 月 16 日に「[個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しの検討の充実に向けた視点](#)」を公表し、個人情報保護制度の基本的な在り方に立ち返った議論も深めることとし、有識者を含むステークホルダーからのヒアリングを実施した結果を同年 12 月 17 日に[公表](#)しました。

以上のような検討結果もふまえ、委員会は、2025 年 1 月 22 日に「[「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について](#)」及び「[個人情報保護法の制度的課題の再整理](#)」を公表しました。この資料では、短期的に追加すべき追加的な論点として、個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の緩和や、漏えい等発生時における個人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合の本人通知義務の緩和の可能性が示唆されている点が特に注目されます。

今後の改正に向けた方向性や時期等も含め不透明な点は依然として多いものの、引き続き委員会における議論の進展が注目されます。なお、3 年ごと見直しについては、委員会公式サイトに[特設ページ](#)が設けられており、検討状況を確認することができます。